



熊本県公報

第11756号

平成20年11月14日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定	(森林保全課) 1
○家畜伝染病予防法第52条の規定に基づく報告徴求	(畜産課) 2
○保安林の指定施業要件の変更	(森林保全課) 3
○保安林の指定施業要件の変更	(〃) 3
○熊本県心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程の一部を改正する規程	(障害者支援総室) 3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 4
○生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課) 4
○道路の供用開始	(道路保全課) 7
○道路の供用開始	(〃) 7
○道路の供用開始	(〃) 7
○道路の供用開始	(〃) 7
○道路の区域変更	(〃) 8
○道路の区域変更	(〃) 8
○道路の区域変更	(〃) 9
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退	(高齢者支援総室) 9
○指定居宅サービス事業所の指定	(〃) 9
○指定介護予防サービス事業所の指定	(〃) 9
公 告	
○換地処分	(農村整備課) 10
○県有財産の売却	(新幹線都市整備課) 10
○都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了	(建築課) 11
○都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了	(〃) 11
○公の施設における指定管理者の募集(熊本県農業公園)	(農林水産政策課) 12
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 13
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(〃) 14
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(〃) 15
○公の施設における指定管理者の募集(阿蘇みんなの森)	(森林整備課) 16
○都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了	(建築課) 18
○公の施設における指定管理者の募集(熊本県天草ビクターセンター)	(自然保護課) 18
登 載 依 頼	
○平成21年度県立特別支援学校高等部及び幼稚部募集定員	(高校教育課) 20
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則	(教育政策課) 21
○指導力不足教員等に関する判定審議会設置規程の一部を改正する訓令	(義務教育課) 21
○指導力不足教員等に関する判定委員会設置規程の一部を改正する訓令	(〃) 22

告 示

熊本県告示第986号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により次のように保安林に指定するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市牛深町字上六田231番5、231番6
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第987号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定により鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう又はほろほろ鳥を飼養している農場（飼養羽数100羽以上の農場に限る。ただし、だちょうについては飼養羽数10羽以上の農場に限る。）の所有者に対し、次のとおり報告を求め、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第58条ただし書の規定により告示する。
 平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 報告すべき者
飼養羽数が100羽以上の鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ若しくはほろほろ鳥の農場の所有者又は飼養羽数が10羽以上のだちょうの農場の所有者とする。
- 3 報告すべき事項
各農場における月曜日から日曜日までの週単位における次の項目を月単位で毎月報告する。
 - (1) 飼養羽数
 - (2) 死亡羽数
 - (3) 高病原性鳥インフルエンザの感染の可能性を否定できないような状況の有無
 - (4) 防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等
 (第1回目の報告は、11月10日(月)から11月30日(日)までの3週間の状況)
- 4 報告書の提出期限
翌月の第2水曜日までに報告する。(第1回目の提出期限は、12月10日)
- 5 報告書の提出方法
別記様式により報告するものとする。
- 6 その他必要事項
 - (1) 高病原性鳥インフルエンザの感染の可能性を否定できないような状況が確認できた場合は、直ちに報告する。
 - (2) 報告書の提出先は、家畜保健衛生所とする。
 - (3) 本告示が適用される期間は、別に通知するまでの間とする。

別記様式

家畜保健衛生所長 様

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告

平成 年 月 分

		内 容	備 考
第1週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第2週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第3週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	

第 4 週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第 5 週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	

- * 1 飼養羽数の備考の欄には、月又は週ごとの生産率の低下等の健康状態についての異常及び防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等を記載すること。
- * 2 死亡羽数の備考の欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

報告者指名
 報告者連絡先 電 話：
 F A X：
 農場所在地住所

熊本県告示第 9 8 8 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更するので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 3 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。
 平成 2 0 年 1 1 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡水上村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 9 8 9 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更するので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 3 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。
 平成 2 0 年 1 1 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡水上村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
水上村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 9 9 0 号

熊本県心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成 2 0 年 1 1 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程の一部を改正する規程
 熊本県心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程（昭和46年熊本県告示第761号）
 の一部を次のように改正する。

第1条中「熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年条例第10号）」を「熊本
 県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年熊本県条例第41号）」に、「または廃疾」
 を「又は重度障害の状態」に改める。

第2条中「廃疾」を「重度障害の状態」に、「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法
 人福祉医療機構」に改める。

第3条中「または廃疾」を「又は重度障害の状態」に改める。

第4条中「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

別記様式中「殿」を「様」に、「熊本県心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程
 （昭和 年熊本県告示第 号）」を「熊本県心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支
 給規程（昭和46年熊本県告示第761号）」に改める。

附 則
 この規程は、平成20年11月14日から施行する。

熊本県告示第991号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条
 の2の規定により告示する。
 平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字上ワクド石5357番1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県
 天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第992号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護
 機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。
 平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
荒尾介護システムヘルパーステーション 荒尾市四ツ山町二丁目4番地14	有限会社荒尾介護システム 荒尾市原万田696番地9	平成18年4月1日
ヘルパーステーションむつみ 荒尾市荒尾317番地1	医療法人社団昭和会 荒尾市荒尾172番地	平成18年4月1日
白寿園ホームヘルプサービス 荒尾市一部字鴻巣2122番地	社会福祉法人杏風会 荒尾市一部字鴻巣2122番地	平成18年4月1日
介護センターふれあい 荒尾市川登1761番地24	医療法人社団荒尾クリニック 荒尾市荒尾600番地3	平成18年4月1日
ヘルパーステーションにじ 荒尾市蔵満1884番地1	医療法人平成会 荒尾市蔵満1884番地1	平成18年4月1日
ヘルパーステーションユニー 荒尾市下井手字外平1199番地12	社会福祉法人博愛福祉会 荒尾市下井手字外平1199番地12	平成18年4月1日
慈眼苑ヘルパーステーション 荒尾市荒尾1997番地	医療法人洗心会 福岡県大牟田市橋口町3番地10	平成18年4月1日

伊藤医院指定訪問介護センター 「りんどう」 荒尾市四ツ山町三丁目5番2号	医療法人籐杏会 荒尾市四ツ山町三丁目5番2号	平成18年4月1日
社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターさくらんぼ 荒尾市増永2896番地5	社会福祉法人グリーンコープ 福岡市博多区博多駅中央街8番地36号博多駅ビル7階	平成18年4月1日
(介護予防訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
玉名郡市医師会訪問看護ステーション 玉名市玉名2186番地	社団法人玉名郡市医師会 玉名市玉名2186番地	平成18年4月1日
鴻江病院 荒尾市増永2620番地	医療法人杏林会 荒尾市増永2620番地	平成18年4月1日
慈眼苑訪問看護ステーション 荒尾市荒尾1997番地	医療法人洗心会 福岡県大牟田市橋口町3番地10	平成18年4月1日
(介護予防訪問リハビリテーション)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
鴻江病院 荒尾市増永2620番地	医療法人杏林会 荒尾市増永2620番地	平成18年4月1日
(介護予防居宅療養管理指導)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
鴻江病院 荒尾市増永2620番地	医療法人杏林会 荒尾市増永2620番地	平成18年4月1日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
みやの森 玉名市玉名253番地1	有限会社玉杵名夢工房 玉名市玉名253番地1	平成18年4月1日
長洲町社会福祉協議会指定通所介護事業所 玉名郡長洲町宮野999番地	社会福祉法人長洲町社会福祉協議会 玉名郡長洲町長洲2771番地	平成18年4月1日
悠清苑デイサービスセンター 阿蘇郡南小国町満願寺5854番地1	社会福祉法人昭寿会 阿蘇郡南小国町満願寺5854番地1	平成18年4月1日
くまもと長寿苑そよ風 阿蘇郡西原村布田1087番地	株式会社メデカジャパン 埼玉県鴻巣市天神三丁目673番地	平成18年4月1日
デイサービスむつみ 荒尾市荒尾317番地1	医療法人社団昭和会 荒尾市荒尾172番地	平成18年4月1日
白寿の家 荒尾市増永京侍2687番地17	社会福祉法人杏風会 荒尾市一部字鴻巣2122番地	平成18年4月1日
白寿園デイサービスセンター 荒尾市一部字鴻巣2122番地	社会福祉法人杏風会 荒尾市一部字鴻巣2122番地	平成18年4月1日
デイサービスセンターユーユー 荒尾市下井手字外平1199番12	社会福祉法人博愛福祉会 荒尾市下井手字外平1199番12	平成18年4月1日

伊藤医院指定通所介護サービスセンター「すずらん」 荒尾市四ツ山町三丁目5番2号	医療法人籐杏会 荒尾市四ツ山町三丁目5番2号	平成18年4月1日
デイサービスセンター「グリーンコープゆるりの家・荒尾」 荒尾市川登1795番地3	グリーンコープ生活協同組合くまもと 熊本市新土河原二丁目1番1	平成18年4月1日
(介護予防通所リハビリテーション)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護老人保健施設幸 玉名市岱明町鍋1831番地	社会福祉法人創友会 玉名市横島町横島2381番地1	平成18年4月1日
デイケアセンターさくら 荒尾市増永2620番地	医療法人杏林会 荒尾市増永2620番地	平成18年4月1日
老人保健施設平成ドリーム館 荒尾市水野1556番地	医療法人平成会 荒尾市蔵満1884番地1	平成18年4月1日
(介護予防短期入所生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
悠清苑短期入所生活介護事業所 阿蘇郡南小国町満願寺5854番地1	社会福祉法人昭寿会 阿蘇郡南小国町満願寺5854番地1	平成18年4月1日
白寿園短期入所事業所 荒尾市一部字鴻巣2122番地	社会福祉法人杏風会 荒尾市一部字鴻巣2122番地	平成18年4月1日
(介護予防短期入所療養介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護老人保健施設幸 玉名市岱明町鍋1831番地	社会福祉法人創友会 玉名市横島町横島2381番地1	平成18年4月1日
鴻江病院 荒尾市増永2620番地	医療法人杏林会 荒尾市増永2620番地	平成18年4月1日
老人保健施設平成ドリーム館 荒尾市水野1556番地	医療法人平成会 荒尾市蔵満1884番地1	平成18年4月1日
(介護予防特定施設入居者生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ケアハウスユニー 荒尾市下井手字外平1199番12	社会福祉法人博愛福祉会 荒尾市下井手字外平1199番12	平成18年4月1日
(介護予防認知症対応型通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
伊藤医院指定通所介護サービスセンター「すずらん」 荒尾市四ツ山町三丁目5番2号	医療法人籐杏会 荒尾市四ツ山町三丁目5番2号	平成18年4月1日
(介護予防認知症対応型共同生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームむつみ苑 荒尾市荒尾317番地1	医療法人社団昭和会 荒尾市荒尾172番地	平成18年4月1日
グループホームゆったり温泉館 荒尾市水野1580番地1	医療法人平成会 荒尾市蔵満1884番地1	平成18年4月1日

グループホームふくじゅそう 荒尾市四ツ山町三丁目4番3号	医療法人籐杏会 荒尾市四ツ山町三丁目5番2号	平成18年4月1日
---------------------------------	---------------------------	-----------

熊本県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年11月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名立花線	玉名市両迫間字龍王田 285番1地先から 同所 290番1地先まで	70.0	道路法 第24 条工事

2 供用を開始する期日 平成20年11月14日

熊本県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年11月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	二重峠菊池線	菊池市四町分字黄金塚 1600番2地先から 同所 1630番1地先まで	162.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成20年11月14日

熊本県告示第995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年11月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二の陳林 840番1地先から 同所 420番1地先まで	470.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成20年11月14日

熊本県告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年11月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市大矢野町登立字船江 2981番2地先から 同町登立字呑辻 3593番7地先まで	513.0	交通円滑特一

2 供用を開始する期日 平成20年11月18日

熊本県告示第997号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年11月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本山鹿 自転車道 線	鹿本郡植木町大字鑑田字才又 1335番2地先から 同所 1309番3地先まで	前	4.6 ～ 15.7	115.0	道路法 第24 条工事
			後	4.6 ～ 9.9	115.0	

2 区域を変更する期日 平成20年11月14日

熊本県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年11月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	高森波野 線	阿蘇郡高森町大字尾下字西奥 田 1324番2地先から 同所 1324番2地先まで	前	6.8 ～ 7.7	18.0	20災 補道
			後	6.8 ～ 8.0	18.0	
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字矢津田字柳 谷 3367番1地先から 同所 3367番1地先まで	前	3.4 ～ 4.8	16.0	
			後	7.4 ～ 7.8	16.0	

2 区域を変更する期日 平成20年11月14日

熊本県告示第999号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年11月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	267号	人吉市木地屋町字道ノ上 2601番3地先から 同所 2601番3地先まで	前	26.4 ～ 39.0	46.0	単防災
			後	24.0 ～ 30.8		
		人吉市東大塚字谷ノ平 2582番4地先から 同所 2581番1地先まで	前	16.0 ～ 23.6	175.0	
			後	16.0 ～ 36.0	175.0	

2 区域を変更する期日 平成20年11月14日

熊本県告示第1000号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
福田医院 菊池郡大津町大津1195	医療法人福田会	平成20年11月1日

熊本県告示第1001号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
赤い実 熊本市水前寺二丁目18番12号	株式会社デイホーム水前寺	平成20年11月6日

熊本県告示第1002号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
赤い実 熊本市水前寺二丁目18番12号	株式会社デイホーム水前寺	平成20年11月6日

公 告

熊本県公告第764号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、熊本市長幸山政史から木部無田地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第765号

県有財産を次のとおり売却する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
熊本市段山本町
段山陸橋撤去に伴う発生鋼材 100.0トン
- 2 入札場所及び契約条項を示す場所
郵便番号 860-0821 熊本市本山二丁目9番51号
熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所
電話 096-323-8200
- 3 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していない者
- 4 入札案内書交付期間及び場所
(1) 交付期間
平成20年11月14日（金）から平成20年11月25日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
(2) 交付場所
2に記載のとおり
- 5 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
(1) 提出方法
持参又は郵送による
(2) 提出期限
平成20年11月25日（火） 午後5時（郵送の場合は提出期限までに必着）
(3) 提出先
2に記載のとおり
- 6 入札期日
平成20年11月27日（木） 午前10時
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、購入希望金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 入札に参加しようとする者は、5の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 法人の印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類及び委任状
- 9 開札期日
入札終了後即時
- 10 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
(2) 委任状を提出しない代理人のした入札
(3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
(4) 記名押印を欠く入札
(5) 金額を訂正した入札
(6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(7) 明らかに連合によると認められる入札
(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入

札

- (9) 2以上の意思表示をした入札
- (10) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11 落札者の決定方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった購入希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 12 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 13 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 契約書作成の要否
要
 - (3) 契約締結期限
平成20年12月5日（木）
 - (4) 売買代金納入期限
契約締結後14日以内
 - (5) 鋼材の搬出期限
契約書により指定する
 - (6) 物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、数量の変更があった場合、変更契約締結等の手続を行うものとする
 - (7) 契約締結場所
2に記載のとおり
 - (8) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ入札するものとする。
 - (9) 問い合わせ先
2に記載のとおり
 - (10) その他詳細は、入札案内書による。

熊本県公告第766号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字水迫3338番1、同3338番3、同3340番1及び里道
22,433.57平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三重県鈴鹿市国府町7754-1
株式会社ホンダロジスティクス

熊本県公告第767号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字山伏塚2024番1、同2024番4及び同2024番5
1,663.78平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市本山町209番地3
株式会社ランドバックス

熊本県公告第768号

熊本県農業公園の指定管理者について、次のとおり募集する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 施設の概要

- (1) 名称
熊本県農業公園（以下「農業公園」という。）
- (2) 場所
熊本県合志市栄3802番地4 他
- (3) 施設の概要
ア 敷地面積 230,325.88平方メートル
イ 主な施設 芝生広場、バラ園、カントリータワー等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 農業に関する県民の理解と興味を深めるための業務
- (2) 農業に関する資料の展示、情報の収集及び提供
- (3) 展示、研修及び会議のための施設の提供
- (4) 農業公園の入園に関する業務
- (5) 農業公園の使用の許可に関する業務
- (6) 農業公園の利用料に関する業務
- (7) 農業公園の施設、設備及び備品の維持及び修繕に関する業務
- (8) その他農業の振興及び発展に必要な業務

3 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

4 管理に要する経費

農業公園の管理に要する経費は、利用料金収入及び県から支払う委託料によって賄うこととする。このうち県が支払う委託料の額は、県が定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託料の提案を求める。

5 参加資格

次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
- (7) また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

6 募集要項の交付

- (1) 交付期間 11月14日（金）から12月15日（月）まで
- (2) 交付場所
熊本県農林水産部農林水産政策課総務班（県庁本館8階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2362

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 農業公園の管理運営に関する事業計画書及び農業公園管理業務の収支計画書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団

- 体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)
- (ウ) 指定申請に係る誓約書
- (エ) 申立書
- (2) 申請書の提出先
6の(2)に同じ。
- (3) 提出期間
平成20年12月8日(月)から平成20年12月15日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時まで必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
10部
- 8 現地説明会
 - (1) 日時
平成20年11月25日(火)午後2時30分
 - (2) 場所
農業公園内
 - (3) その他
説明会への参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書をあらかじめ提出すること。
- 9 指定管理候補者の選定方法
 - (1) 提出された申請書類により第1次審査(資格審査)を行う。
 - (2) 第1次審査通過後、指定管理候補者選定委員会による第2次審査を行う。選定委員会においては、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (3) 選定委員会での得点が最も高い申請者を選定委員会における指定管理候補者とし、最終的には県において指定管理候補者を選定する。
 - (4) 指定管理候補者として選定された者が、県議会の議決を経て、指定管理者に指定される。
- 10 無効又は失格
以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき
オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき
- 11 その他
 - (1) 提出書類は、返却しない。
 - (2) 提出書類は、必要に応じ複写する。(ただし、使用は、県庁内及び指定管理候補者選定委員会での検討のために限る。)
 - (3) 提出書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

熊本県公告第769号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スギボーの店「ゆめおぐに」
阿蘇郡小国町宮原1864-1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	名称	代表者の氏名
変更前	株式会社原田興産	代表取締役 原田省二
変更後	同上	代表取締役 原田秀樹

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社原田興産 代表取締役 原田省二	代表取締役 原田秀樹
株式会社マルミヤストア 代表取締役 宮野雅良	代表取締役 池邊恭行

株式会社木山薬局 代表取締役 木山為彦 天草市中央新町10-3	(退店)
株式会社ヴァンガード 代表取締役 山田真奈美 熊本市錦ヶ丘13-8	(退店)
合資会社かどやクリーニング商会 代表取締役 工藤勝司 阿蘇郡小国町宮原1798-1	(退店)
(新規出店)	株式会社はやし 代表取締役 林 厚江 福岡県大牟田市大字吉野538-1
(新規出店)	有限会社エディション 代表取締役 松下 和裕 熊本市日吉一丁目1番7号

3 変更の年月日

- (1) 平成19年4月1日
- (2) 平成19年4月1日 (株式会社原田興産 変更)
- 平成20年8月19日 (株式会社マルミヤストア 変更)
- 平成20年8月1日 (株式会社木山薬局 退店、株式会社はやし 出店)
- 平成20年9月1日 (株式会社ヴァンガード 退店、有限会社エディション 出店)
- 平成20年3月23日 (合資会社かどやクリーニング商会 退店)

4 変更する理由

- (1) 設置者の代表者変更のため
- (2) 小売業者の代表者変更及び小売業者入れ替えのため

5 届出年月日

平成20年10月27日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局総務振興課
- (2) 縦覧期間
平成20年11月14日から平成21年3月14日まで

熊本県公告第770号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

a u n e KUMAMOTO
熊本市上通町1番48

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) 熊本上通町計画	a u n e KUMAMOTO

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
未定	株式会社ユナイテッドアローズ 代表取締役社長 岩城哲哉 東京都渋谷区神宮前二丁目31番12号
〃	株式会社マークスアンドウェブ 代表取締役 松山剛己 東京都港区西麻布二丁目26番18号
〃	株式会社ビギ 代表取締役 浅田茂夫 東京都港区高輪一丁目4番10号

〃	株式会社バイブルック 代表取締役 原田賢治 熊本市上林町1-2
〃	セキミキ・グループ株式会社 代表取締役 関 亮一 福岡県福岡市中央区大手門一丁目8番10号
〃	コントワー・デ・コトニエジャパン株式会社 代表取締役 正木博一 東京都渋谷区神宮前三丁目7番5号青山MSビル9F
〃	株式会社ジェイアイエヌ 代表取締役 田中 仁 群馬県前橋市市川原町777番地2
〃	株式会社ゴールドウィン 代表取締役 西田明男 東京都渋谷区松涛二丁目20番6号
〃	株式会社トゥエルブ 代表取締役 山崎 茂 熊本市佐土原二丁目5番135号
〃	株式会社メニコン 代表取締役 田中英成 愛知県名古屋市中区葵三丁目21番19号
〃	未定
〃	〃

3 変更の年月日

平成20年10月25日

4 変更する理由

商業施設名称及び小売業者が確定したため

5 届出年月日

平成20年10月31日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本県商工観光労働部商工政策課

(2) 縦覧期間

平成20年11月14日から平成21年3月14日まで

熊本県公告第771号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成20年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーミカエル鹿本店

山鹿市鹿本町来民711ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置する者

株式会社ビッグミカエル 代表取締役 古閑達郎

菊池市片角290番地

(2) 小売業を行う者

同上

3 大規模小売店舗を新設する日

平成21年7月1日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,721平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

88台

(2) 駐輪場の収容台数

- (3) 24台
自動二輪車駐車場の収容台数
- (4) 3台
荷さばき施設の面積
- (5) 28平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量
- 29立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (2) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 午前8時30分から午前0時30分まで
- (5) 駐車場の自動車の出入口の数
- (6) 2箇所
- (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (8) 午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成20年10月31日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成20年11月14日から平成21年3月14日まで

熊本県公告第772号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成20年11月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 施設の概要

- (1) 名称
熊本県阿蘇みんなの森（以下「阿蘇みんなの森」という。）
- (2) 場所
熊本県阿蘇市蔵原字高塚、字東岩狩及び字下大久保地内
- (3) 施設の規模等
 - ア 阿蘇みんなの森
敷地面積 9.9ヘクタール（道路敷を含む。）
 - イ 森林学習展示館
木造平屋建 床面積181平方メートル
敷地面積 600平方メートル
 - ウ ポンプ室
コンクリートブロック平屋建 6.4平方メートル
敷地面積 40平方メートル
- (4) 施設の概要
 - ア 阿蘇みんなの森
樹木園、きのこの森、体験学習林、間伐展示林、車道、自然観察歩道、駐車
場、山小屋及びトイレ
 - イ 森林学習展示館
展示室及び資料室
 - ウ ポンプ室
揚水ポンプ

2 指定管理者が行う業務

- (1) 森林及び林業に関する学習活動の場の提供に関する業務
- (2) 森林を利用した保健及び休養の場の提供に関する業務
- (3) 阿蘇みんなの森の設置目的を達成するために必要な業務
- (4) 阿蘇みんなの森の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) 指定管理者が阿蘇みんなの森の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

4 管理に要する経費

阿蘇みんなの森の管理に要する経費は、県から支払う委託料によって賄うこととする。
県が支払う委託料の額は、県が定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託料の提案を求める。

5 参加資格

次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。

- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法及び等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
 - (7) 更に、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

6 募集要項の交付

- (1) 交付期間
平成20年11月14日(金)から平成20年12月15日(月)まで
- (2) 交付場所
熊本県農林水産部森林整備課みどり推進室(県庁本館10階)
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2441

7 申請の手続

- (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書
イ 熊本県阿蘇みんなの森指定管理者事業計画書及び熊本県阿蘇みんなの森管理業務の収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)
ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書
ケ その他知事が必要と認める書類
(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体を明らかにした書類)
(ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」についての申立書
- (2) 申請書の提出先
6の(2)に同じ。
- (3) 申請書の提出期間
平成20年12月8日(月)から平成20年12月15日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本9部とする。

8 現地説明会

- (1) 日時
平成20年11月26日(水)午後2時00分
- (2) 場所
阿蘇市蔵原 「阿蘇いこいの村」駐車場集合
- (3) その他
現地説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を6の(2)にあらかじめ連絡すること。

9 指定管理候補者の選定方法

- (1) 提出された申請書により第1次審査(資格審査)を行う。
- (2) 第1次審査通過後、指定管理候補者選定委員会による第2次審査を行う。選定委員会においては、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (3) 選定委員会での得点が高い申請者を選定委員会における指定管理候補者とし、最終的には県において指定管理候補者を選定する。
- (4) 指定管理候補者として選定された者が、県議会の議決を経て、指定管理者に選定される。

10 留意事項

- (1) 次の場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適當と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
 - (3) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
 - (4) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

熊本県公告第773号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成20年11月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町新山一丁目3190番1109
 1,982.65平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市健軍二丁目18番26号
 熊本入大株式会社

熊本県公告第774号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成20年11月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本県天草ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）
 - (2) 場所
熊本県上天草市松島町合津6311番1号
 - (3) 施設の規模等
敷地面積 11,410.50平方メートル（駐車場 約3,000平方メートルを含む。）
イ 主な建物 ビジターセンター（鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積427.43平方メートル）
 - (4) 施設の概要
ビジターセンター（事務室、カウンター、レクチャールーム、企画展示コーナー、機械室、倉庫）、公衆トイレ、ポンプ室、駐車場
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 天草地域の自然及び人文に関する資料の展示及び解説
 - (2) その他ビジターセンター設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき除外措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適當と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書
イ 熊本県天草ビジターセンター指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他

- 団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容
容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない
事業者は除く。）
ク 納税証明書
（ア） 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ） 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所
を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）につ
いて未納がないことの証明書
ケ その他知事が必要と認める書類
（ア） 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ） グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団
体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（ウ） 「会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実が
ないこと」を証する書面
（エ） 申立書
熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する
合意書」に基づく暴力団との関係の有無の確認について協力する旨の申立書
- (2) 申請書の提出先
熊本県環境生活部自然保護課自然公園班（県庁行政棟新館5階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2275（直通）
- (3) 提出期間
平成20年12月11日（木）から平成20年12月19日（金）までの日（県
の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時30分までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
2部
- 6 指定管理候補者の選定
平成21年1月上旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が
審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、
最終的に、県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、11月14日（金）から12月19日（金）までの間に、
交付する。
- 8 説明会
(1) 日時
平成20年11月25日（火）午後1時30分
(2) 場所
ビジターセンター内
(3) 説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)
にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき
オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当
と認められるとき
(2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のた
め複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示すること
がある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容に
ついて説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定
する。
(3) 委託料は、ビジターセンターの維持管理に係る経費とする。
(4) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

登 載 依 頼

熊 本 県 教 育 委 員 会 告 示 第 5 号

熊 本 県 立 特 別 支 援 学 校 学 則 (昭 和 4 1 年 熊 本 県 教 育 委 員 会 規 則 第 9 号) 第 4 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 平 成 2 1 年 度 の 県 立 特 別 支 援 学 校 高 等 部 等 の 募 集 定 員 を 次 の よ う に 定 め る 。
平 成 2 0 年 1 1 月 1 4 日

熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 中 原 盛 敏

平 成 2 1 年 度 県 立 特 別 支 援 学 校 高 等 部 及 び 幼 稚 部 募 集 定 員

1 高 等 部

(単 位 : 人)

学 校 名	当 該 学 校 が 主 と し て 行 う 教 育	本 科 ・ 専 攻 科	学 科	学 級 数	募 集 定 員	
盲 学 校	視 覚 障 害 者 に 対 す る 教 育	本 科	普 通 科 一 般	1	8	
			普 通 科 重 複		2	
			保 健 理 療 科	1	8	
		専 攻 科	理 療 科	1	10	
			保 健 理 療 科	1	10	
熊 本 聾 学 校	聴 覚 障 害 者 に 対 す る 教 育	本 科	普 通 科 一 般	1	8	
			普 通 科 重 複	1	4	
			産 業 工 芸 科	1	8	
			理 容 科	1	8	
		専 攻 科	工 芸 科	1	8	
			理 容 科	1	8	
ひ の く に 高 等 養 護 学 校	知 的 障 害 者 に 対 す る 教 育	本 科	園 芸 科	1	32 (く く り 募 集)	
熊 本 養 護 学 校			工 芸 科	1		
			ク リ - コ ン グ 科	1		
松 橋 西 養 護 学 校			窯 業 科	1		
			普 通 科 一 般	2	20	
荒 尾 養 護 学 校			普 通 科 重 複	2	7	
			普 通 科 訪 問		2	
			普 通 科 一 般	2	20	
			普 通 科 重 複	1	3	
			普 通 科 一 般	3	24	
			普 通 科 重 複	1	5	
			大 津 養 護 学 校	普 通 科 一 般	3	24
			菊 池 養 護 学 校	普 通 科 重 複	1	3
				普 通 科 一 般	2	20
			小 国 養 護 学 校	普 通 科 重 複	1	5
				普 通 科 一 般	1	10
			球 磨 養 護 学 校	普 通 科 重 複		2
				普 通 科 一 般	1	10
天 草 養 護 学 校			普 通 科 重 複	1	3	
	普 通 科 訪 問		2			
松 橋 養 護 学 校	普 通 科 一 般	1	10			
	普 通 科 重 複		1			
芦 北 養 護 学 校	肢 体 不 自 由 者 に 対 す る 教 育	本 科	普 通 科 一 般	1	8	
			普 通 科 重 複	2	6	
			普 通 科 訪 問		2	
荅 北 養 護 学 校	知 的 障 害 者 に 対 す る 教 育	本 科	園 芸 科	1	16	
			工 芸 科	1	(く く り 募 集)	
荅 北 養 護 学 校	肢 体 不 自 由 者 に 対 す る 教 育	本 科	普 通 科 重 複	2	6	
			普 通 科 訪 問		1	
黒 石 原 養 護 学 校	病 弱 者 に 対 す る 教 育	本 科	普 通 科 重 複	1	3	
			普 通 科 一 般	3	24	
			普 通 科 訪 問	2	6	
			普 通 科 一 般	1	3	

※ 訪 問 教 育 及 び 主 と し て 肢 体 不 自 由 者 に 対 す る 教 育 を 行 う 特 別 支 援 学 校 以 外 の 重 複 障 害 学 級 は 、 既 存 の 定 員 (3 人) の 空 き 数 を 踏 ま え て 、 募 集 定 員 を 定 め て い る 。

2 幼稚園

学校名	当該学校が主として行う教育	年齢	学級数	募集定員
盲学校	視覚障害者に対する教育	3～5歳児		若干名
熊本聾学校	聴覚障害者に対する教育	3歳児	1	6
		4歳児		若干名
		5歳児		若干名
松橋東養護学校	肢体不自由者に対する教育	3歳児	1	6
		4歳児		若干名
		5歳児		若干名

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年11月14日

熊本県教育委員会委員長 中原盛敏

熊本県教育委員会規則第21号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う教育委員会規則の整備に関する規則

(熊本県教育委員会の権限に関する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県教育委員会の権限に関する事務の委任等に関する規則(平成20年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第20号中「公益法人」を「特例民法法人」に改める。

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第2条 博物館の登録に関する規則(昭和27年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(第2条関係)の記1中「若しくは寄附行為」を削る。

別記第2号様式(第4条関係)の(注)中「民法法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第13号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

指導力不足教員等に関する判定審議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月14日

熊本県教育委員会委員長 中原盛敏

指導力不足教員等に関する判定審議会設置規程の一部を改正する訓令

指導力不足教員等に関する判定審議会設置規程(平成15年度教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

指導が不適切な教諭等に関する判定審議会設置規程

第1条及び第2条第1項第1号中「指導力不足教員等」を「指導が不適切な教諭等」に改める。

第2条第1項中「規則第3条の規定により報告された教員について、次に掲げる事項」を「次の各号に掲げる者について、それぞれ該当各号に定める事項」に改める。

同条同項第1号を次のように改める。

(1) 規則第3条の規定により指導改善研修に係る受講申請の対象となった教諭等(以下、「研修候補教諭等」という。)

規則第2条第2項に規定する指導が不適切な教諭等(以下「指導が不適切な教諭等」という。)に該当するか否か

同条同項第2号を次のように改める。

(2) 規則第5条第2項に規定する指導改善研修を終了した教諭等(以下、「研修終了教諭等」という。)

指導の改善の程度

第2条第1項第3号を削り、同条同項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、必要に応じ、前項に定める事項以外の事項について諮問することができるものとする。

第8条中「規則第3条により報告された教員、当該教員」を「研修候補教諭等及び研修終了教諭等並びに当該教諭等」に、「、熊本県立教育センターの所長」を「及び熊本県立教育センターの所長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第14号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

指導力不足教員等に関する判定委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月14日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛 敏

指導力不足教員等に関する判定委員会設置規程の一部を改正する訓令
指導力不足教員等に関する判定委員会設置規程（平成15年度教育委員会訓令第7号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

指導が不適切な教諭等に関する判定委員会設置規程
第1条及び第2条第1項第1号中「指導力不足教員等」を「指導が不適切な教諭等」に改める。

第1条中「に規定する指導力不足教員等に関して」を「第5条及び第7条に規定する指導が不適切な教諭等の認定に」に改める。

第2条第1項中「規則第3条の規定により報告された教員について、次に掲げる事項を判定する。」を「次の各号に掲げる者について、規則第4条の規定による判定審議会の答申を受けて、それぞれ該当各号に定める事項に関し、任命権者に意見を上申する。」に改める。

同条同項第1号を次のように改める。

- (1) 規則第3条の規定により指導改善研修に係る受講申請の対象となった教諭等（以下、「研修候補教諭等」という。）
規則第2条第2項に規定する指導が不適切な教諭等（以下「指導が不適切な教諭等」という。）に該当するか否か

同条同項第2号を次のように改める。

- (2) 規則第5条第2項に規定する指導改善研修を終了した教諭等（以下、「研修終了教諭等」という。）

指導の改善の程度

第7条中「規則第3条により報告された教員、当該教員」を「研修候補教諭等及び研修終了教諭等並びに当該教諭等」に、「、熊本県立教育センターの所長」を「及び熊本県立教育センターの所長」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。